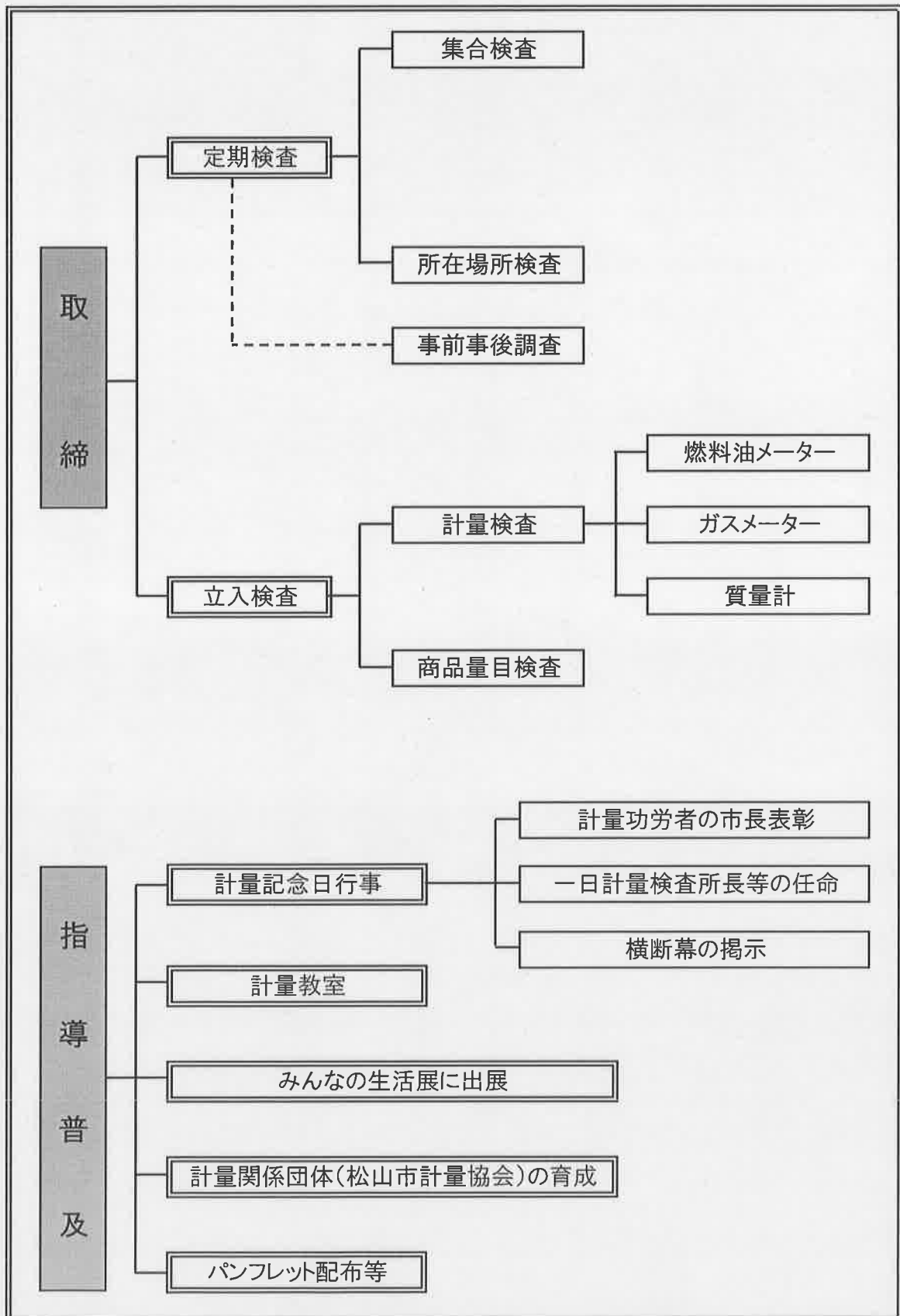


⑩計量事業

計量事務の概要



計量検査所手数料

	計量検査手数料	適正計量管理事業所 指定に伴う検査	計
24年度	1,056,980 円	0 円	1,056,980 円
25年度	1,482,650 円	0 円	1,482,650 円
26年度	1,082,840 円	2,550 円	1,085,390 円
27年度	1,620,140 円	0 円	1,620,140 円

計量器定期検査

集計には減免も含んでいる

【年度別定期検査状況】

	区 分	検査戸数 (件)	検査器数 (個)	不合格数 (個)	不合格率 (%)	日数	人数	手数料 (円)
24 年度	集合検査	251	821	6	0.7	26	78	295,160
	所在場所検査	244	711	10	1.4	36	108	761,820
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	495	1,532	16	1.0	62	186	1,056,980
25 年度	集合検査	198	442	0	0.0	9	27	163,580
	所在場所検査	258	1,657	26	1.6	49	147	1,319,070
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	456	2,099	26	1.6	58	174	1,482,650
26 年度	集合検査	241	964	4	0.4	34	102	293,460
	所在場所検査	323	710	21	3.0	56	168	789,380
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	564	1,674	25	1.49	90	270	1,082,840
27 年度	集合検査	219	511	6	1.2	15	45	182,580
	所在場所検査	262	1,683	31	1.8	63	189	1,437,560
	巡回検査	—	—	—	—	—	—	—
	追 検 査	—	—	—	—	—	—	—
	計	481	2,194	37	1.7	78	234	1,620,140

【年度別定期検査状況】

検査区分 器種	集合		所在場所		巡回		追検査		合計		
	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	検査器数	不合格数	不合格率(%)
手動天びん											
棒はかり											
皿手動はかり	5		8						13		
台手動はかり	30		68	2					98	2	2.0
直線指示はかり	1								1		
電気抵抗線式はかり	44	5	776	18					820	23	2.8
光電式はかり											
指示はかり	258	1	378	11					636	12	1.9
手動指示併用はかり			7						7		
誘電式はかり											
分銅	10								10		
おもり	163		446						609		
合計	511	6	1,683	31					2,194	37	1.7

(単位:個)

【定期検査に代る計量士の検査】

	検査戸数(件)	検査器物数(個)	計量士数(人)
25 年度	58	電気抵抗線式はかり	143
		指示はかり	76
		台手動はかり	0
		その他のはかり	320
26 年度	109	電気抵抗線式はかり	185
		指示はかり	19
		台手動はかり	3
		その他のはかり	52
27 年度	63	電気抵抗線式はかり	198
		指示はかり	74
		台手動はかり	30
		その他のはかり	129

立入検査

【特定計量器】

種 類	年度	検査戸数 (件)	検査器数 (個)	不合格器 数(個)	不合格率 (%)	延日数	延人数
燃料油メーター	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0
	27	4	5	3	60.0	1	2
石油ガスメーター	23	0	0	0	0	—	—
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0
	27	0	0	0	0	0	0

【商品量目検査】

<年度別商品量目検査状況>

区分 年度	検査件数	正 量		不 足	
		件 数	率(%)	件 数	率(%)
23	460	443	96.3	17	3.7
24	385	365	94.8	20	5.2
25	289	279	96.5	10	3.5
26	294	280	95.2	14	4.8
27	400	380	95.0	20	5.0

計量器使用事業場

指定事業場数 487 事業場

ア. 経済産業大臣指定・・・88 事業場

名 称	事業場所在地	事業場数
郵便局(株)	三番町 3 丁目 5-2 松山中央郵便局外	84
郵便事業(株)	三番町 3 丁目 5-2 松山支店外	4

イ. 県知事指定 ……399 事業場

名 称	事業場所在地	事業場数
伊予鉄道(株)	湊町 4 丁目 4-1 伊予鉄道(株)本社 外	3
(株)大阪ソーダ	北吉田町 77	1
(株)松山三越	一番町 3 丁目 1-1	1
コスモ松山石油(株) 松山工場	大可賀 3 丁目 580	1
松山市医師会	文京町1 松山赤十字病院 外	368
四国通運協会	大手町 2 丁目 26-3 日本通運(株)松山支店外	3
(株)伊予鉄高島屋	湊町 5 丁目 1-1	1
東レ・ファイン ケミカル(株)松山工場	大可賀 3 丁目 360	1
(株)フジ	宮西 1 丁目 2-1 フジグラン松山外	18
イオンリテール(株) 中四国カンパニー	天山 1 丁目 13-5	1
帝人(株) 松山事業所	北吉田町 77	1

⑪ 松山市の消費者行政の歩み

年	月	事 項
S	46. 2	第1回かしこい消費者展の開催
	46. 4	産業部商工課に消費生活係が設置
		第1期消費生活モニター委嘱
		消費者講演会・教室の開催
	48. 12	松山市消費生活物資対策本部が設置
	49. 5	洗剤等25品目の生活物資価格調査開始
	49. 7	機構改革に伴い産業部から福祉部生活厚生課に消費生活係が移管
		物資監視員10名県へ派遣(国民生活安定緊急措置法に基づく監視パトロール及び買い占め売惜しみ等防止法に基づく需給動向調査)〈51. 3迄〉
	50. 2	消費者展に消費生活モニター初出展
	50. 4	消費生活モニター修了生による消費者団体として「四つ葉グループ」誕生
	51. 7	消費生活向上推進調査研究委託事業開始
	52. 2	「かしこい消費者展」を「みんなの消費生活展」に名称を変更
	52. 11	消費生活展の会場が百貨店から大街道に変更
	53. 4	消費生活相談員設置
	「消費者の日(5月30日)」創設に伴い、消費者の日記念懇談会開催	
53. 6	松山消費者団体連絡協議会結成	
54. 4	松山市消費生活モニターを推薦から一部公募に変更	
	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品取締法の表示監視及び立入検査が県から権限委任	
60. 4	消費生活相談専用電話(消費生活110番)設置(Tel948-6382)	
61. 1	啓発用小冊子「訪問販売ア・ラ・カルト」発行	
62. 10	機構改革に伴い福祉部から市民生活部市民生活課に消費生活係が移管	
H	1. 10	市制100周年記念事業「暮らしと健康フェスティバル」の開催
	2. 3	啓発用小冊子「いまどきの消費者クイズ50」発行
	4. 4	機構改革に伴い市民生活課から市民部女性政策課に消費生活係が移管
	5. 1	新成人用啓発資料「20歳になったら」発行
	6. 10	「みんなの消費生活展」を「みんなの生活展」に改め開催(「みんなの消費生活展」と「健康フェア」の統合)
	8. 11	高齢者消費者教室事業実施
	8. 12	「みんなの生活展」のマスコットキャラクターを公募し、決定
	9. 10	「みんなの生活展」のマスコットキャラクターの愛称を公募し、「ライフくん」に決定
	10. 4	貯蓄奨励事業「指定地区(四つ葉グループ)」実施(13. 3迄)
	12. 4	機構改革に伴い女性政策課から市民部市民生活課に消費生活係が移管
		機構改革に伴い産業振興課から計量業務が消費生活係に移管
	13. 4	機構改革に伴い消費生活係が廃止となり消費生活担当、計量担当に変更
	13. 4	みんなの生活展出展団体を公募

14.	2	PIO-NET導入
15.	7	全国特定市計量行政協議会関西地区会議開催
15.	11	第36回全国中堅都市消費者行政協議会開催
16.	4	機構改革に伴い消費生活担当・計量担当が市民生活課から市民部市民参画まちづくり課に、消費生活相談業務が市民生活課から市民部広聴サービス課に移管
18.	4	みんなの生活展「実行委員会」から「連絡協議会」に組織改編
21.	5	司法書士相談・ファイナンシャルプランナー相談を開始、多重債務相談に対応
22.	4	機構改革に伴い、広聴サービス課が市民部市民相談課に名称変更、同課に消費生活センターを設置 消費生活担当・計量担当が市民参画まちづくり課から消費生活センターに移管、消費生活相談業務と統合 休日(土曜)消費生活相談開始
22.	10	消費者シンポジウム2010実施
24.	4	第2次一括法施行により家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に係る店舗立ち入り検査及びガス関係2法に基づく立ち入り検査等の業務が県から権限移譲

○松山市消費生活センター条例

平成28年3月25日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、松山市消費生活センター（以下「センター」という。）の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松山市消費生活センター	松山市二番町四丁目7番地2

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(所長及び職員)

第4条 センターに、センターの事務を掌理する所長その他のセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに、消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）をいう。次条において同じ。）を置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得して

いることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○松山市消費生活センター条例施行規則

平成28年3月28日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市消費生活センター条例（平成28年条例第24号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 松山市消費生活センターの利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 利用日 月曜日から金曜日まで（松山市の休日を定める条例（平成3年条例第24号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日を除く。）

(2) 利用時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(相談の受付時間)

第3条 前条第2号の利用時間のうち、相談の受付時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○松山市消費生活センター事務規則

平成28年3月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市消費生活センター（以下「センター」という。）の事務を明確な責任の下に合理的かつ能率的に処理するため必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者の保護及び消費生活相談に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発に関すること。
- (4) 生活物資の価格及び需給動向調査に関すること。
- (5) 家庭用品、消費生活用製品、電気用品、ガス用品及び液化石油ガス器具等に係る報告徴収、立入検査等に関すること。
- (6) 消費者団体の育成に関すること。
- (7) 消費生活に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(職員の職務)

第3条 所長は、所属職員を指揮監督し、分掌する事務を処理する。

2 その他の職員は、上司の指示する分掌に従い、事務を処理する。

(所長の専決事項等)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決する。

- (1) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項、第10条第2項及び第19条第2項に規定する販売業者（卸売業者を除く。）に対する指示、調査、報告徴収及び立入検査に関すること。
- (2) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び製品の提出命令に関すること。
- (3) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第45条第1項、第46条第1項及び第46条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の

提出命令に関すること。

- (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第46条第1項、第47条第1項及び第47条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の提出命令に関すること。
 - (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第82条第1項、第83条第1項及び第83条の2第1項に規定する販売事業者に対する報告徴収、立入検査及び用品の提出命令に関すること。
- 2 所長が専決すべき事項について、所長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ所長が指定する職員が、代決する。
 - 3 前項の規定により代決した事項については、所長の後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

松山市消費生活モニター設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が健全な消費生活を営むことを目的として、消費者から直接意見、要望、苦情等の情報を把握し、市民生活に直結した消費者行政を推進するため、松山市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(定数)

第2条 モニターの定数は、50人以内とする。

(任期)

第3条 モニターの任期は2年とし、補欠モニターの任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 モニターは、次の各号に該当するものの中から、市長が委嘱する。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 日常の買物等家計にたずさわり、消費生活に強い関心を有するもの
- (3) 国・県・市の一般職の公務員でないもの
- (4) 過去に同モニターとして委嘱を受けていないもの

(募集)

第5条 モニターの募集・選考方法は次のとおりとする。

- (1) 公募又は消費者団体、婦人団体等の推薦によるものとする。
- (2) 原則として地域、年齢等の偏重をさけるものとする。

(職務)

第6条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 商品の試買調査及びアンケートの回答
- (2) 価格調査及び報告
- (3) 研修会、座談会等への出席
- (4) 消費生活に関する意見、要望、苦情等の具申
- (5) モニター通信の提出
- (6) 消費生活の向上改善に関する調査及び報告

(謝礼金)

第7条 モニターには年額12,000円の報償費を支給する。

(解職及び欠員の補佐)

第8条 モニターの解職及び欠員の補充については、次によるものとする。

- (1) モニターを辞職しようとするときは、その旨を文章により申し出るものとする。
- (2) モニターに欠員を生じたときの補充については、その都度定める。

(事務局)

第9条 モニターの事務局は、松山市市民部市民相談課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。